

四国がんセンター職員宿舎等整備事業
入札説明書

平成16年4月27日

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター

目 次

1 . 入札説明書の定義	1
2 . 対象事業の概要	2
(1) 公告日	2
(2) 公共施設等の管理者の名称	2
(3) 事務局	2
(4) 事業名称	2
(5) 事業内容	2
(6) 施設の立地条件	3
(7) 施設の概要	4
(8) 機構の支払に関する事項	5
(9) 事業に必要なと想定される根拠法令等	5
(10) 事業スケジュール	6
3 . 事業者の選定方法	7
4 . 入札参加資格等	8
(1) 入札参加者が備えるべき条件等	8
(2) 応募に関する留意事項	11
(3) 入札の実施	13
5 . 提案内容審査	21
(1) 審査委員会の設置	21
(2) 審査の方法	21
(3) 審査項目等	21
(4) 審査委員会事務局	22
6 . 契約に関する事項	23
(1) 契約の締結	23
(2) 特別目的会社(SPC)の設立	23
(3) 契約の概要	23
(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
7 . 事業実施に関する事項	26
(1) 誠実な業務遂行義務	26
(2) 事業期間中の SPC と機構の関わり	26
(3) 業務内容	26
(4) 機構によるモニタリング	26
(5) 土地の使用	26
8 . 提出書類等	27

1. 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本件入札説明書」という。）は、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した四国がんセンター職員宿舎等整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、入札参加者を対象に交付するものです。

事業の基本的な考え方については、平成16年1月30日に公表した実施方針等（添付資料を含む。）と同様ですが、本事業の条件等について、実施方針等に対する質問・回答及び意見・提案を反映しています。したがって、入札参加者は入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出することとします。

また、入札説明書に添付している「四国がんセンター職員宿舎等整備事業に関する要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「様式集」、関係図面等（以下「付属資料」という。）、「落札者決定基準」、「四国がんセンター職員宿舎等整備事業に関する事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）、「四国がんセンター職員宿舎等整備事業に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）です。

なお、入札説明書と実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書の規定内容を優先します。また、入札説明書に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針に関する質問・回答及び入札説明書等に関する質問・回答によることとします。

2. 対象事業の概要

(1) 公告日

平成16年4月27日

(2) 公共施設等の管理者の名称

独立行政法人国立病院機構理事長 矢崎 義雄

(独立行政法人国立病院機構理事長から本事業について事務の委任を受けた者
経理責任者 独立行政法人国立病院機構四国がんセンター院長 高嶋 成光)

(3) 事務局

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター

事務部企画課(担当 三嶋)

e-mail: tmishima@shikoku-cc.go.jp

住所: 〒790-0007 愛媛県松山市堀之内13

電話: 089-932-7190(直通)

ファックス: 089-931-2428

四国がんセンターホームページ: http://ky.ws5.arena.ne.jp/NSCC_HP/top_page/

(4) 事業名称

四国がんセンター職員宿舎等整備事業

(5) 事業内容

1) 公共施設等の種類等

職員宿舎及び院内保育所、これらに附帯する工作物

2) 事業方式

四国がんセンター職員宿舎等整備事業(以下「本事業」という。)は、PFI法に基づき、選定事業者が四国がんセンター職員宿舎及び院内保育所等(以下、「本施設」という。)の設計業務、建設業務等を行った後、機構に所有権を移転し、事業期間中、維持管理業務を行う方式(BTO(Build, Transfer, Operate)方式)により実施します。

本事業は、本施設の設計及び建設並びに本施設の維持管理業務に係る対価として機構が選定事業者が費用を支払うものです。

3) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から平成38年3月までとします。

4) 事業の範囲

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりです。

本施設の設計業務及び建設業務等

(外構、付帯施設(駐車場、駐輪場等)を含みます。)

- ・施設整備に係る設計業務（基本設計及び実施設計）
- ・施設整備に係る建設業務
- ・建設業務に伴う各種申請等の業務
- ・工事監理業務
- ・近隣調整・準備調査等業務
- ・電波障害調査・対策業務
- ・施設の所有権移転業務
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

本施設の維持管理業務

- ・昇降機保守点検業務
- ・消防用設備等保守点検業務
- ・給水設備清掃等業務

（注） 管理人業務及び、宿舎内外の共用施設部分、院内保育所、外構の清掃等維持管理は本事業の対象外とします。

5) 附帯収益施設の併設について

本地域は市街化調整区域であることから、収益施設等の附帯的施設の併設は、原則認めません。

(6) 施設の立地条件

名称	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター職員宿舎
建設予定地	愛媛県松山市南梅本町甲160
敷地	<p>ア) 敷地面積：約8,400㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿舎等整備対象敷地（以下「対象敷地」という。）： 約5,750㎡（駐車場の一部・広場等を含む） ・事業対象外部分： 約2,650㎡（構内道路及び駐車場の一部） 病院本体工事との調整から対象面積を変更する可能性あり。 <p>イ) 敷地周辺状況</p> <p>現在、病院本体工事、外構工事が行われており（平成17年度中完成予定）職員宿舎工事との調整が必要。</p>
用途地域	市街化調整区域
容積率	200%以下
建ぺい率	60%以下

(7) 施設の概要

基本的な施設構成については以下のとおりです。施設構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書を参照すること。

1) 職員宿舎

分類		基準単位面積	数量(戸)	面積(m ²)
住戸	Bタイプ	54 m ² 以上	32	1,728
	Cタイプ	65 m ² 以上	12	780
	Rタイプ	33 m ² 以上	30	990
	Aタイプ	27 m ² 以上	34	918
小計			108	4,416
会議室		65 m ² 以上	1	65
想定延べ床面積			109	4,481 m ² 以上

共用スペースは除く。

B、Cタイプは世帯用住戸、Rタイプは単身(赴任者)用住戸、Aタイプは独身用住戸を想定しています。

2) 院内保育所

室名(用途)	単位面積(m ²)	数量	面積(m ²)	備考
保育室1	19 m ² 以上	1	19	
保育室2	18 m ² 以上	1	18	
乳児室	38 m ² 以上	1	38	
遊戯室	29 m ² 以上	1	29	
給食・調理室	13 m ² 以上	1	13	
職員室	10 m ² 以上	1	10	
小児用便所	5 m ² 以上	1	5	
職員用便所	1.5 m ² 以上	1	1.5	
シャワー室(沐浴室)	2.5 m ² 以上		2.5	
小計			136	
共用スペース	23 m ² 以上	1	23	通路、玄関・非常口等入等
延床面積			159 m ² 以上	

3) 外構

項目	概要
駐車場	53台以上
駐輪場	約200台
広場	約1,900 m ² 以上
保育所運動場	約150 m ² 以上(15m x 10m以上) (砂場, 園庭, 倉庫を含む。)

(8) 機構の支払に関する事項

機構は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計業務及び建設業務等に係る費用(以下「設計・建設費相当分」という。)については、事業期間中、機構と選定事業者が本事業の実施を目的として設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)との間で締結する事業契約書(以下「事業契約書」という。)に定める額を選定事業者に支払います。また、施設の維持管理業務に係る費用(以下「維持管理費相当分」という。)については、事業期間中、事業契約の規定に従い、物価変動等を勘案して定める額を選定事業者に支払います。

(9) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業にあたっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。)のほか、下記に掲げる関連の各種法令によることとします。

【法令等】

- ・独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第28条第1項の規定に基づく業務方法書及び独立行政法人国立病院機構会計規程(仮称)等
- ・建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)
- ・都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)
- ・消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
- ・高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の促進にかかる法律(平成6年6月29日法律第44号)
- ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年6月23日法律第81号)
- ・水道法(昭和32年6月15日法律第177号)
- ・労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)
- ・その他関連する法規等

【要綱・各種基準等】

- ・公共住宅事業者等連絡協議会「公共住宅建設工事共通仕様書」
- ・都市基盤整備公団「工事共通仕様書」
- ・都市基盤整備公団「機材の品質判定基準」(建築編)
- ・都市基盤整備公団「機材の品質判定基準」(電気編)
- ・都市基盤整備公団「機材の品質判定基準」(機械編)
- ・日本住宅性能表示基準
- ・その他関連要綱・各種基準等

(1 0) 事業スケジュール

次のスケジュールで本事業を行います。

基本協定締結	平成16年 9月(予定)
事業契約の締結	平成16年11月(予定)
施設の設計及び建設	平成16年12月～平成18年2月
完成	平成18年 2月末日
備品搬入、入居者の引越等	平成18年 3月
供用開始	平成18年 4月
維持管理期間	平成18年 4月～平成38年3月

3 . 事業者の選定方法

本事業は、設計及び建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、本施設の設計業務及び建設業務等に係る費用及び維持管理業務に係る費用の額、並びに事業運営能力、設計及び建設能力、維持管理能力等その他の条件により決定（いわゆる総合評価方式による一般競争入札）します。

落札者の決定は、まず入札参加資格等要件を備えていることを確認し、次いで入札金額の確認及び提案内容の審査を行った後、総合評価値を算出することにより実施します。

なお、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年11月18日政令第300号）が適用されます。

4. 入札参加資格等

(1) 入札参加者が備えるべき条件等

1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとします。

入札参加者は、設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施することなどを予定する単体企業(以下「入札参加企業」という。)又は複数の企業により構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とします。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、入札参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、機構との対応窓口となることとします。

入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から業務を受託し又は請け負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)についても、入札参加表明書提出時において協力会社として明記することとします。

2) 入札参加者及び協力会社の入札参加要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社は、いずれも以下の参加資格要件を満たし、かつ、4.(1)3)に定める要件を満たすことが必要です。

会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者(4.(1)3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」という。)第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同5条中の「特別の理由がある場合」に該当します。

競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「競争参加申請書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に機構の経理責任者及び機構の四国ブロックを管轄とする官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。

本事業のアドバイザー業務に関与した者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと(＊)。

・本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

アイテック株式会社

三井安田法律事務所

(＊)資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の者をいいます。(以下同様とします。)

・資本面において関連がある者とは、当該会社の発行済株式総数の100分の50を超

える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者・人事面において関連がある者とは、当該会社の代表権を有する役員を兼ねている者
入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれも他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。
審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
直近1年間の法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
競争参加申請書等に虚偽の事実を記載したものであると認められる者でないこと。
経営の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者でないこと

3) 入札参加者の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者は、各業務に応じ、
、
、
及び
の要件を満たしてください。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、四国ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていることとします。

なお、
、
、
及び
のうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げませんが、工事監理業務と建設業務は、資本面、人事面において関連がある企業が兼ねることはできません。

設計業務に当たる者

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

イ 厚生労働省から四国ブロックにおける平成15・16年度の一般競争参加資格の認定を受けており、その業種区分が「建築関係建設コンサルタント業務」の「A」等級に格付されている者

ウ 平成6年度以降に次に掲げる設計実績を有すること。

・RC造又はSRC造地上5階建て以上、延床面積4,500㎡以上の共同住宅建築の新築又は増築。

工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）

ア 厚生労働省から四国ブロックにおける平成15・16年度の一般競争参加資格の認定を受けており、その業種区分が「建築関係建設コンサルタント業務」の「A」等級に格付されている者であること。

イ 平成6年度以降に次に掲げる工事の工事監理業務実績を有すること。

・RC造又はSRC造地上5階建て以上、延床面積4,500㎡以上の共同住宅建築の新築又は増築。

建設業務のうち建築工事に当たる者

ア 建設業法（昭和22年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 本工事に対応した監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている主任技術者又は監

理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ウ 厚生労働省から平成15・16年度四国ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けており、その業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者であり、客観的事項（共通事項）について算定した点数が1,050点以上の者であること。

エ 平成6年度以降に元請けとして完成引渡し完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

・RC造又はSRC造地上5階建て以上、延床面積4,500㎡以上の共同住宅建築の新築又は増築。

建設業務のうち上記以外の建設工事（建設業法第2条第1項に規定する工事）に当たる者

ア 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること

維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）は、次の要件を満たすこと

ア 平成6年度以降に、本事業における施設と同等以上の規模（108戸数）の住宅の維持管理業務実績があること。

イ 平成16・17・18年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加ブロックが「四国」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること

4) 入札参加グループの構成員の変更等

入札参加表明書により参加の意思を表明した入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情（入札参加グループの構成員が指名停止等に該当する場合は除く。）が生じた場合は、機構と協議を行うこととします。協議の結果、機構が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、入札参加資格の確認を受けた上で入札提出書類（「8.提出書類等」に示す入札参加者が入札時に提出する書類等をいいます。以下同様とします。）の提出期限までに変更及び追加することができるものとします。

5) 入札参加資格確認後の取扱い

入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、開札日において、4.(1)2)及び4.(1)3)に定める要件の一つでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）には、入札参加資格がない者に該当するので、当該企業あるいは当該グループは、入札の参加は認められません。

開札日以降、落札者決定の日までに、入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者が提出した事業提案は審査の対象としないものとします。

落札者について、落札者決定以降、事業契約締結までに指名停止等に該当する場合には、

失格とします。

(2) 応募に関する留意事項

1) 入札説明書の承諾

入札参加者は、「8. 提出書類」に掲げる競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出をもって入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなします。

2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とします。

3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除します。

契約保証金は、免除します。

ただし、選定事業者は、設計及び建設工事の履行を確保するため、設計及び建設に係る対価(4(3)5) 参照)から割賦金利額を除いた金額の10分の3以上の金額について、工事履行保証証券による保証、又は機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該契約締結後速やかにその保険証券を機構に提出することとします。

SPCを被保険者とした場合には、その保険金請求権に事業契約書(案)に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を機構のために設定することとします。

上記いずれの場合でも、履行保証保険等の有効期間は、設計・建設工事期間全体とします。

4) 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資等の対象となる可能性があります。選定事業者が自らの責任でその活用を行うこととし、機構は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。(なお、無利子融資制度については、平成18年3月31日までの時限措置です。)

5) 競争参加申請書等の取扱い

提出された競争参加申請書等を競争参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用することはありません。

提出された競争参加申請書等は返却しません。

競争参加申請書等の変更等の禁止

提出された競争参加申請書等の変更、差し替え又は再提出は原則として認めません。

なお、例外的に、提出された競争参加申請書等の差し替え又は再提出を指示した場合

であっても、競争参加申請書等の提出期限以降の差し替え又は再提出は認めません。

6) 入札提出書類の取扱い

著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属します。また、入札参加者から提出された資料は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用することはありません。

なお、入札提出書類は入札者に返却しません。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととします。

入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

7) 機構からの提示資料の取扱い

機構が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。

8) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできません。

9) 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(3) 入札の実施

入札に関するスケジュールは、以下のとおりとします。

日付	内容
平成16年4月27日(火)	入札公告
平成16年5月13日(木)	入札説明書等に関する説明会
平成16年5月24日(月) ～5月28日(金)	入札説明書等に関する第1回質問受付期間
平成16年6月15日(火)	入札説明書等に関する第1回質問への回答
平成16年6月17日(木) ～6月21日(月)	競争参加申請書等の受付期間
平成16年6月28日(月)	競争参加資格の確認等結果の通知
平成16年6月30日(水)～7月5日(月)	入札説明書等に関する第2回質問受付期間
平成16年6月30日(水)～7月5日(月)	競争参加資格がないと認めた理由の説明要求の受付期限
平成16年7月15日(木)	競争参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成16年7月26日(月)	入札説明書等に関する第2回質問への回答
平成16年8月17日(火)	入札提出書類の受付
平成16年8月17日(火)	開札
平成16年9月	落札者の決定 落札者との基本協定締結
平成16年11月	仮契約締結
平成16年11月	契約締結
平成16年12月～平成18年3月	本施設の設計・建設期間
平成18年2月28日	完成
平成18年3月1日 ～平成18年3月31日	機構による備品搬入、入居者の引越作業等期間
平成18年4月1日	施設の引渡日、所有権の移転
平成18年4月1日 ～平成38年3月31日	施設の維持管理期間

(注) 資料等を追加して公表する場合もあり、その場合は適宜質問・回答の機会を設けます。

1) 入札説明書等に関する説明会の実施

入札説明書等に関する説明会及び現地見学について、次の要領で実施します。

入札説明書等に関する説明会

ア 日 時：平成16年5月13日(木)午後2時から

イ 場 所：〒790-0007 愛媛県松山市堀之内13

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター
管理棟2階会議室

入札説明書等に関する説明会への参加申込

入札説明書等に関する説明会への参加希望者は、以下の要領にて入札説明書等に関する説明会参加申込書（様式1- ）を提出すること。

ア 受付期間	平成16年4月28日(水)～平成16年5月12日(水)までの土曜日、日曜日を除く毎日 午前9時から午後5時まで
イ 提出先	2.(3)に同じ
ウ 提出方法	・FAX ・電子メール 提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

現地見学について

現地見学を希望する者は、事前に事務局へ電話又は電子メールにて問い合わせること。
なお、申込期限日は開札の日の前日までとする。

2) 既存資料の閲覧及び有償資料の申込受付

既存資料の閲覧

ア 日時：平成16年5月13日(木)～平成16年7月30日(金)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所：申込に応じて事務局の指示する場所

ウ 閲覧資料：次に掲げる資料を閲覧に供します。

- 1.一団地認定に関する資料
- 2.地質調査に関する資料
- 3.有償領布資料のサンプル

既存資料閲覧の申込

既存資料の閲覧を希望する者は、以下の要領にて既存資料閲覧申込書（様式1- ）を提出すること。

ア 受付期間	平成16年4月28日(水)～平成16年7月30日(金)までの土曜日、日曜日を除く毎日 午前9時から午後5時まで
イ 提出先	2.(3)に同じ
ウ 提出方法	・FAX ・電子メール 提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

有償資料の領布

ア 日時：平成16年5月13日(木)～平成16年7月30日(金)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所：申込に応じて事務局の指示する場所

ウ 領布資料：次に掲げる電子データを納めた電子媒体（MO）を有償領布します。

1. 造成レベル図
2. 現況レベル図
3. 外構レベル図
4. 時刻日影図
5. 等時間図
6. 自己日影検討図
7. 用地実測図

エ 領布価格：一式 2,100円（消費税込み）

オ 領布方法：次に掲げる資料を有償領布します。

有償資料の購入申込

有償資料の購入を希望する者は、以下の要領にて有償資料の購入申込書（様式1 - ）を提出すること。

ア 受付期間	平成16年4月28日(水)～平成16年7月30日(金)までの土曜日、日曜日を除く毎日 午前9時から午後5時まで
イ 提出先	2(3)に同じ
ウ 提出方法	・FAX ・電子メール 提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

3) 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。

受付期間	【第1回】 平成16年5月24日(月)～平成16年5月28日(金)午後5時 【第2回】 平成16年6月30日(水)～平成16年7月5日(月)午後5時
提出先	2(3)に同じ
提出方法	・持参：当該電子ファイルを保存した3.5インチのフロッピーディスクを持参（フロッピーディスクは返却しません。） ・郵送 ・電子メール 様式に従い、Microsoft Excelで作成すること。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

回答の公表

質問に対する回答は、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、四国がんセンターホームページにおいて公表します。

ア 第1回質問への回答日：平成16年6月15日(火)

イ 第2回質問への回答日：平成16年7月26日(月)

4) 競争参加申請書等の提出及び競争参加資格の確認

競争参加申請書等の提出

入札参加希望者は、競争参加申請書等を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。

ア 提出期間	平成16年6月17日(木)から平成16年6月21日(月)までの土曜日、日曜日を除く毎日 午前9時から午後5時まで
イ 提出先	2.(3)に同じ
ウ 提出方法	競争参加資格申請書等の提出は、提出先へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
エ 提出書類	競争参加資格の確認申請時に提出する提出書類は、8.提出書類等を参照してください。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

競争参加資格の確認結果の通知

ア 競争参加資格の確認等結果の通知

競争参加資格の確認等結果の通知は、代表企業に対して、書面により平成16年6月28日(月)までに通知するとともに受付登録番号を通知します。

競争参加資格なしとされた場合の扱い

ア 競争参加資格の確認等の結果、競争参加資格がないと認められた者は、機構に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面により説明を求められます。

(1)提出期限	平成16年6月30日(月)～7月5日(月)午後5時までの土曜日、日曜日を除く毎日
(2)提出先	2.(3)に同じ
(3)提出方法	・持参のみ (郵送又は電送によるものは受け付けません。)

イ 機構は、説明を求められたときは、平成16年7月15日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

5) 入札提出書類の提出

入札の方法

競争参加資格の確認等の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、入札提出書類を提出することができます。

ア提出日時	持参：平成16年8月17日(火)午後2時 郵送：平成16年8月16日(月)午後5時(必着)
イ提出方法	持参：下記提出先まで持参 郵送：書留郵便に限る。(必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便小包」とすること。)
ウ提出先	2(3)に同じ。

工提出書類	<p>入札提出書類は、8. 提出書類等を参照してください。</p> <p>入札提出書類のうち各種提案書については、所定の表紙を付けること。</p> <p>提案書は15部（正：1部、副：14部）を提出すること。</p> <p>提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。</p>
-------	---

入札価格

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札参加者又は入札参加者の代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税等相当額を控除した金額を入札書に記載することとします。

四国がんセンター職員宿舎等の設計及び建設、維持管理業務に係る対価

区分		項目	内容	支払い		
落札金額	入札金額	設計・建設費相当分	設計・建設に必要な費用 ・施設整備に係る設計業務費 ・施設整備に係る建設業務費 ・建設業務に伴う各種申請費 ・工事監理費 ・近隣調整・準備調査費 ・電波障害調査・対策費 ・施設の所有権移転業務 ・その他これらを実施する上で必要な関連業務 （SPC 設立費用、融資組成手数料、各種調査費用等）	割賦元本	割賦代金	サービス対価
		割賦金利	割賦金利	割賦金利		
	維持管理費相当分	・昇降機保守点検業務費 ・消防用設備等保守点検業務費 ・給水設備清掃等業務費	維持管理費			
	消費税	割賦元本にかかる消費税 維持管理費に係る消費税	消費税	消費税	消費税	

【割賦金利相当額の算定基準日】

割賦金利額は、本施設の設計・建設にかかる費用（以下「割賦元本」という。）について、元利金等払いにより支払うことを前提とする支払金利により算定した額とします。

割賦金利額は、基準金利と入札参加者の提案によるスプレッドの合計とします。基準金利は、午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T・S・R）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース5年もの（円/円）金利スワップレートとします。

なお、入札時には、平成16年7月14日（水）に公表される数値を基準金利としてください。

また、以下の費用については、入札価格の算定範囲から除外します。

- ・本施設の設計・建設期間中における設計・建設費相当分及び維持管理費相当分に関する物価変動分。
- ・不動産取得税

入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。

封筒の表には、必ず宛名に「経理責任者 独立行政法人国立病院機構四国がんセンター 院長」及び「四国がんセンター職員宿舎等整備事業に係る入札書在中」と記載し、入札者の名前を記すること。

代理人が入札書を提出する場合には、委任状（様式４）を、入札書を入れた封筒に添付すること。

会社の支店長等が支店長等の資格において本入札に参加しようとする場合は、競争参加申請書等を提出する前日までに、会社の代表者の印鑑証明書を添付した会社制定の様式による年間委任状（有効期限：平成１７年３月３１日まで）を、競争参加申請書等の提出先へ提出するとともに、年間委任状（写）を、入札書を入れた封筒に添付すること。

入札に当たっての留意事項

- ・入札提出書類の提出にあたって、提出期限に遅れたときは、入札に参加できません。
- ・入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

公正な入札の確保

ア 入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年4月14日法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及び提案内容又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければなりません。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはなりません。

入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。

6) 入札の辞退

競争参加資格の確認等の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式11）を機構に提出すること。

また、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではありません。

提出期限	開札の終了まで (郵送する場合は平成 1 6 年 8 月 1 6 日(月)午後 5 時 (必着))
提出先	2 .(3) に同じ
提出方法	・持参 ・郵送 (必ず「配達記録郵便」とすること。)

7) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札者の決定を取り消すものとします。

入札公告及び入札説明書等に示した入札参加者に必要な要件のない者のした入札

委任状を持参しない代理人のした入札

競争参加申請書等に記載された入札参加グループの代表者以外のした入札

競争参加資格確認申請書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札

記名押印を欠いた入札

金額を訂正した入札

誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

同一事項に対し、2 通以上の書類提出がなされた入札

その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

8) 開札

日 時：平成 1 6 年 8 月 1 7 日(火) 午後 3 時

場 所：〒790-0007 愛媛県松山市堀之内 1 3

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター

管理棟 2 階会議室

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない機構の職員を立ち合わせて行います。

開札場には、入札者又はその代理人及び入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）並びに のただし書きの立会職員以外の者は、入場することができません。入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができません。

入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければなりません。代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（様式 13）を提出しなければなりません。

入札者又はその代理人は、機構が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができません。

開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させることとします。

ア 公正な執行を妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

開札をした場合において、入札価格が予定価格の範囲に達した入札がないときは、再度の入札を行います。なお、入札執行回数は、原則として初度と再度の2回を限度とします。また、再度入札は機構が指定する日時に行います。

開札においては入札価格が予定価格の範囲内であることの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表します。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の落札者選定の対象となります。この際、予定価格及び入札価格の公表は行いません。

9) 落札者の決定

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、本件入札説明書等で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札者の中から、本件入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定します。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い総合評価値となった者を落札者とすることがあります。

10) 入札結果の通知及び公表

落札者及び落札金額については、落札者決定後速やかに入札参加者に文書にて通知するとともに掲示及び四国がんセンターのホームページに掲載します。電話等による問い合わせには応じません。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、落札者との契約締結後、審査結果及び入札状況等とあわせて公表する予定です。

11) 特定事業の選定の取消し

入札参加者がいない場合又は入札参加者全員の入札額が機構が設定する予定価格を越える場合、機構は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表します。

5 . 提案内容審査

(1) 審査委員会の設置

有識者等及び機構職員で構成する審査委員会を設置します。

審査委員会は、事業者の選定基準に関する審議並びに提出された事業提案の審査を行います。

審査委員会は以下7名の審査委員で構成されます。なお、審査委員会は非公開とします。

委員長 岡村 茂 (愛媛大学教育学部教授)
委員 三浦 宏樹 (日本政策投資銀行四国支店企画調査課長)
委員 新海 哲 (独立行政法人国立病院機構四国がんセンター 副院長)
委員 斉藤 孝 (独立行政法人国立病院機構四国がんセンター 事務部長)
委員 山下 千代美 (独立行政法人国立病院機構四国がんセンター 看護部長)
委員 森下 正信 (独立行政法人国立病院機構四国がんセンター 企画課長)
委員 湯元 知一郎 (独立行政法人国立病院機構本部
中国四国ブロック事務所 施設整備課長)

(2) 審査の方法

審査委員会は、提案内容に基づき基礎審査を満たしている否かを確認のうえ、定量的審査項目における評価を行い各提案の評価点を決定します。

機構は、その評価点を入札価格で除した値(総合評価値)を算出し、総合評価値の最も高い者を落札者とします。

(3) 審査項目等

審査項目は以下のとおりですが、具体的な内容は落札者決定基準によります。

1) 基礎審査

以下の計画について、入札参加者の提案内容が、機構の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認します。

事業計画に係る事項
施設整備計画に係る事項
維持管理計画に係る事項

2) 定量的審査

定量的審査においては、下記項目について、審査委員会において提案内容の審査・加付与を行います。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

事業計画に係る事項
施設整備計画に係る事項
維持管理計画に係る事項

(4) 審査委員会事務局

国立病院四国がんセンター

事務部企画課 (担当 三嶋)

住 所 : 〒790-0007 愛媛県松山市堀之内13

電 話 : 089-932-7190 (直通)

ファックス : 089-931-2428

6. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

機構は落札者と事業契約を締結します。契約内容は、設計業務及び建設業務、工事監理業務、維持管理業務を包括的かつ詳細に規定するものです。

SPC と機構は、落札者決定後 60 日以内に提案内容及び事業契約書（案）に基づいて契約を締結しなければなりません。事業契約書において、選定事業者が遂行すべき業務内容、金額、支払方法等を定めます。

契約締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

SPC が契約を締結しない場合は、機構は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがあります。

契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とします。

契約締結後、契約に違反し又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等機構の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、機構が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(2) 特別目的会社(SPC)の設立

本事業に係る選定の結果、落札者として決定した場合、落札者は、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として、本事業を実施する SPC を設立するものとします。

この場合、機構は、落札者と設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施するに当たって必要となる事項等について落札者決定後 14 日（土曜日、日曜日及び祝休日を除きます。）以内に基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、SPC と事業契約を締結します。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、SPC に対して必ず出資するものとし、その出資比率は全体の 50% を超えるものとし、また、入札参加グループの代表者の出資比率は、出資者中最大となることとします。

(3) 契約の概要

1) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載された金額（入札金額）に、消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2) 事業の遂行

- ・平成 18 年 2 月 28 日までに事業契約に定められた工事を完成させること。
- ・平成 18 年 4 月 1 日に、機構に本施設を引き渡すこと。
- ・「2(5)」に示す事業を確実に行うこと。

3) サービス対価の支払等

選定事業者が実施する設計・建設費相当分及び維持管理費相当分(以下「サービス対価」という。)の支払は、事業契約書に定めるところにより行います。

サービス対価の改定

サービス対価については、物価変動のうち一定の幅を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の変更を行います。変更方法等の詳細は、事業契約書(案)に示すとおりです。

対価の支払い留保等

機構が行う本事業のモニタリングにより、事業契約書に定められた要求水準が満たされていないことが判明した場合、機構は、維持管理費相当分の支払い留保を行うことがあります。詳細は、事業契約書(案)に示すとおりです。

4) 選定事業者の権利義務等に関する制限

選定事業者の契約上の地位の譲渡等

機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、選定事業者は契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはなりません。

SPCの株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立されたSPCに出資を行った入札参加グループの構成員は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはなりません。

債権の譲渡

選定事業者が、機構に対して有する職員宿舍の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、機構の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができません。

債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、機構に対して有する職員宿舍の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、機構の事前の書面による承諾がなければ行うことができません。

5) 機構と選定事業者の責任分担

基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとします。ただし、機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、機構が責任を負うものとします。

予想されるリスクと責任分担

機構と選定事業者の責任分担は、事業契約書(案)によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとします。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書(案)に示すとおりとします。

選定事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとしします。

(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していません。ただし、今後、法改正等によりその他の支援が適用される可能性がある場合には、機構と選定事業者で協議することとしします。

機構は、事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資等の対象となる可能性があります。選定事業者が自らの責任でその活用を行うこととし、機構は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

選定事業者が、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、機構は選定事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとしします。

機構は選定事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行いません。

7. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

SPCは、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行することとします。

(2) 事業期間中のSPCと機構の関わり

本事業は、SPCの責任において実施されます。また、機構は契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行います。

機構は原則としてSPCに対して連絡等を行いますが、必要に応じて機構と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合があります。この場合において、機構と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項についてはSPCに報告します。

事業の継続性を確保する目的で、機構は、SPCに対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、「直接契約」を締結することがあります。

事業計画又は契約について疑義が生じた場合、その他契約に関して紛争が生じた場合には、機構とSPCは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書（案）に定める具体的な措置に従うものとしてします。

(3) 業務内容

1) 業務内容

設計及び建設業務、維持管理業務については、事業契約書（案）及び要求水準書によります。

2) 業務の委託

SPCは、1)に示した業務を、あらかじめ機構の承諾を得た上で、第三者に委託することができます。

3) 業務実施状況の報告等

SPCは、契約に定めるところにより、本事業の各段階において、業務実施状況を報告し、機構の確認を受けなければなりません。

(4) 機構によるモニタリング

1) 本事業の実施状況の確認

機構は、SPCが実施する施設の設計業務及び建設業務、工事監理業務、維持管理業務について、定められた業務を確実に実施し、入札提出書類及び事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、SPCの財務状況を把握するため、定期的にモニタリングを行います。モニタリングの方法、内容等については、事業契約書（案）によることとします。

(5) 土地の使用

職員宿舎に係る敷地については、SPCは、建設期間中無償貸借することができます。

8 . 提出書類等

各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示しています。

- (1) 入札説明会の参加、資料の閲覧・購入及び入札説明書等に関する質問に関する提出書類
入札説明書等に関する説明会参加申込書【様式 1 - 】
既存資料の閲覧申込書【様式 1 - 】
有償資料の購入申込書【様式 1 - 】
入札説明書等に関する質問書【様式 2 - ~ 】
- (2) 入札参加表明・競争参加資格の確認申請時の提出書類
競争参加資格確認申請書（本様式）
競争参加資格確認資料
競争参加資格確認申請書提出時には、競争参加資格確認資料として、次に掲げる書類を添付すること。なお、協力会社に関しては、競争参加資格の確認に直接係わる協力会社のみ対象とする。
- ア 入札参加表明書（様式 3）
 - イ 委任状（様式 4）
 - ウ 入札参加グループ構成員及び協力会社一覧表（様式 6）
 - エ 設計に当たる者の設計実績（様式 7）
 - オ 設計に当たる者の設計実績を証明する資料（契約書等の写し）
 - カ 設計に当たる者の建築士法第23条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録証の写し
 - キ 設計に当たる者の平成15・16年度厚生労働省一般競争参加資格審査結果通知書の写し
 - ク 工事監理に当たる者の工事監理実績（様式 8）
 - ケ 工事監理に当たる者の工事監理実績を証明する資料（契約書、工事カルテ等の写し）
 - コ 工事監理に当たる者の平成15・16年度厚生労働省一般競争参加資格審査結果通知書の写し
 - サ 建設業務のうち建築工事に当たる者の施工実績（様式 9）
 - シ 建設業務のうち建築工事に当たる者の施工実績を証明する資料（契約書、工事カルテ等の写し）
 - ス 建設業務のうち建築工事に当たる者の建設業法第 3 条第 1 項に規定する建築工事業に係る特定建設業の許可通知書の写し
 - セ 建設業務のうち建築工事に当たる者が配置（予定）する、主任技術者又は監理技術者の監理技術者資格者証（建築）の写し（裏面含む）
 - ソ 建設業務のうち建築工事に当たる者の平成15・16年度厚生労働省一般競争参加資格審査結果通知書の写し
 - タ 建設業務のうち建築工事以外の建設工事に当たる者の建設業法第 3 条第 1 項に規定する各業に係る許可通知書の写し
 - チ 維持管理に当たる者の維持管理業務実績（様式 1 0）

- ツ 維持管理に当たる者の維持管理業務実績証明する資料（契約書等の写し）
- テ 維持管理に当たる者の平成16・17・18年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一）審査結果通知書の写し
- ト 入札参加グループの構成員及び協力会社の直近1年間の法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類の写し
- ナ 入札参加グループの構成員及び協力会社の会社概要（パンフレット等の使用も可能）
- ニ 入札参加グループの構成員及び協力会社の直近3期分の有価証券報告書の写し（有価証券報告書を作成していない場合は計算書類等でも可能）

（3）入札辞退時の提出書類

入札辞退届【様式11】

（4）入札時の提出書類

入札時に提出する入札提出書類及び提出部数は、以下のとおりです。

入札提出書類の提出届【様式12】 <1部>

委任状【様式13】 <1部>

入札書【様式14】 <1部>

要求水準書に関する誓約書【様式15】 <1部>

事業実施体制【様式16】 <1部>

事業計画に係る提案書 <15部>

・事業計画提案書表紙【様式17】

・事業スケジュール【様式18】

・資金調達方法【様式19】

・安定的な資金調達【様式20】

・長期収支計画【様式21】

・算出根拠（長期収支計画）【様式22】

・建設費の細目内訳表【様式23】

・リスクへの対応に関する提案【様式24】

・地域への貢献に対する提案【様式25】

施設整備計画に係る提案書 <15部>

・施設整備計画提案書表紙【様式26】

・全体計画、施設計画、配置計画に関する提案 - 全体計画の概要【様式27】

・全体計画、施設計画、配置計画に関する提案

- 動線計画、病院との景観的調和【様式28】

・周辺環境との調和【様式29】

・住宅の機能性 - ゾーニング、間取り、動線計画【様式30】

・住宅の機能性 - 院内保育所、会議室の計画【様式31】

・住宅の機能性 - 安全性の確保【様式32】

・住宅の機能性 - 良好な住環境の形成【様式33】

・建物の機能性 - 躯体・材料・機器の機能性【様式34】

- ・ 建物の機能性 - 耐用性、フレキシビリティ【様式 35】
- ・ 建物の機能性 - 保全性（作業性 / 更新性）【様式 36】
- ・ 建物の機能性 - 利用用途変更への対応【様式 37】
- ・ 地球環境への配慮【様式 38】
- ・ 施工計画【様式 39】

施設整備計画に係る提案書（図面集） < 15 部 >

- ・ 施設整備計画提案書（図面集）表紙【様式 40】
- ・ 計画概要【様式 41】
- ・ 配置計画（1/500）【様式 42】
- ・ 鳥瞰図【様式 43】
- ・ 各階平面図（1/500）【様式 44】
- ・ 各面立面図（1/500）【様式 45】
- ・ 断面図（1/500）【様式 46】
- ・ 各住戸タイプ別平面図（1/100）【様式 47】
- ・ 院内保育所・会議室平面図（1/100）【様式 48】
- ・ 外構・緑地計画（1/500）【様式 49】
- ・ 面積表【様式 50】
- ・ 仕上表【様式 51】
- ・ 日影図（等時間日影・時刻日影）【様式 52】

維持管理計画に係る提案書 < 15 部 >

- ・ 維持管理計画提案書表紙【様式 53】
- ・ 保守点検業務実施体制及び業務内容の妥当性に関する提案 - 昇降機保守点検業務【様式 54】
- ・ 保守点検業務実施体制及び業務内容の妥当性に関する提案 - 消防用設備等保守点検業務【様式 55】
- ・ 保守点検業務実施体制及び業務内容の妥当性に関する提案 - 給水設備清掃等業務【様式 56】
- ・ 施設本体及び設備の維持管理マニュアルに関する提案【様式 57】
- ・ 施設本体及び設備の長期修繕計画に関する提案【様式 58】